

医者も知らない 平穏死



連載 26

〈長尾和宏〉長尾クリニック院長。日本尊厳死協会副理事長。著書に「『平穏死』10の条件」など。

88歳で旅立たれた日さん。彼女はある特別養護老人ホーム(特養)の入居者でした。

その特養は、4年前に亡くなられたご主人が最期の時を過ごされた場所。「ここがうちのついのすみかや。主人の時のように、ここで自然に逝きたい」と、生前よく話されていたそうです。

ところが、日さんの望みはかなえられませんでした。彼女が老衰で呼吸が停止した時、施設スタッフが救急車

不審死の可能性あり



(写真はイメージです)

を要請。最初の病院は満床で断られ、2軒目の病院へ搬送された時

には、完全に呼吸停止していました。

しかし、その病院では「初めての患者さんだから」と死亡診断書を書いてもらえません

結局、警察から要請

を要請。最初の病院は満床で断られ、2軒目の病院へ搬送された時

これは人から聞いた話です。しかし同様のケースを、これまで何度か聞いたことがあります。特養や老人保健施設、療養病棟、グループホームなどの「施設」では、入居者の最期が

近づくと、救急車を要請するケースが珍しくありません。患者さんの容体が急変した時、主治医が「もう寿命だ